

### 3 労働争議の主要要求事項別の状況

令和3年の「総争議」の件数を要求事項別（複数回答。主要要求事項を2つまで集計）にみると、「賃金」に関する事項が150件（総争議件数の50.5%）と最も多く、次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項が137件（同46.1%）、「経営・雇用・人事」に関する事項が96件（同32.3%）であった（第6表）。

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

主要要求事項	総 争 議					
	件 数			構成比		
	令和3年	対前年差	対前年増減率	令和2年	令和3年	令和2年
	件	件	%	件	%	%
計 <sup>1)</sup>	297	△ 6	△ 2.0	303	100.0	100.0
<b>組合保障及び労働協約<sup>2)</sup></b>	<b>137</b>	<b>11</b>	<b>8.7</b>	<b>126</b>	<b>46.1</b>	<b>41.6</b>
組合保障及び組合活動	126	7	5.9	119	42.4	39.3
労働協約の締結、改訂及び効力	13	3	30.0	10	4.4	3.3
<b>賃金<sup>2)</sup></b>	<b>150</b>	<b>△ 4</b>	<b>△ 2.6</b>	<b>154</b>	<b>50.5</b>	<b>50.8</b>
賃金制度	13	△ 5	△ 27.8	18	4.4	5.9
賃金額（基本給・諸手当）の改定	55	4	7.8	51	18.5	16.8
賃金額（賞与・一時金）の改定	34	△ 9	△ 20.9	43	11.4	14.2
個別組合員の賃金額	4	1	33.3	3	1.3	1.0
退職金（退職年金を含む）	8	△ 1	△ 11.1	9	2.7	3.0
その他の賃金に関する事項	55	2	3.8	53	18.5	17.5
<b>賃金以外の労働条件<sup>2)</sup></b>	<b>31</b>	<b>△ 4</b>	<b>△ 11.4</b>	<b>35</b>	<b>10.4</b>	<b>11.6</b>
所定内労働時間の変更	1	△ 1	△ 50.0	2	0.3	0.7
所定外・休日労働	1	1	...	-	0.3	-
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	6	4	200.0	2	2.0	0.7
その他の労働時間に関する事項	4	2	100.0	2	1.3	0.7
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度	-	-	...	-	-	-
教育訓練	-	-	...	-	-	-
職場環境・健康管理	19	△ 10	△ 34.5	29	6.4	9.6
福利厚生	1	0	0.0	1	0.3	0.3
<b>経営・雇用・人事<sup>2)</sup></b>	<b>96</b>	<b>22</b>	<b>29.7</b>	<b>74</b>	<b>32.3</b>	<b>24.4</b>
解雇反対・被解雇者の復職	57	16	39.0	41	19.2	13.5
事業の休廃止・合理化	1	△ 2	△ 66.7	3	0.3	1.0
人事考課制度（慣行的制度を含む）	7	4	133.3	3	2.4	1.0
要員計画・採用計画	-	△ 5	△ 100.0	5	-	1.7
配置転換・出向	15	1	7.1	14	5.1	4.6
希望退職者の募集・解雇	1	1	...	-	0.3	-
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	3	0	0.0	3	1.0	1.0
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	-	-	...	-	-	-
パートタイム労働者・契約社員の労働条件□	6	2	50.0	4	2.0	1.3
その他の経営及び人事に関する事項	7	5	250.0	2	2.4	0.7
<b>その他</b>	<b>3</b>	<b>△ 4</b>	<b>△ 57.1</b>	<b>7</b>	<b>1.0</b>	<b>2.3</b>

注：主要要求事項の具体的内容については、3頁「表1 主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。

1) 1労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なものを2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。

2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。